

令和7年度第1回神奈川県森林審議会議事録

○事務局（森林再生課 張本副課長）

定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第1回神奈川県森林審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、森林再生課の張本でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、また寒さ厳しいところ 14名の委員の皆様にご出席いただきました。ありがとうございます。本審議会の委員定数15名の半数を超えておりますので、神奈川県森林法施行細則第2条第2項の規定により本会は有効に成立していることを、まず御報告申し上げます。

続きまして、私の方から各委員の御紹介をさせていただきます。

（委員紹介・事務局紹介・部長あいさつ・資料の確認）

○事務局（森林再生課 張本副課長）

それでは、続きまして、本審議会会長の選出につきまして、森林法第71条第1項の規定では、会長は委員の互選により選出することとなっております。どなたか御意見いただけますでしょうか。

○古井戸委員

白木委員が良いと思います。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

ありがとうございます。ただいま古井戸委員より、白木委員を推薦する御意見がございましたが他に御意見はございますか。

○全委員

（意見なし）

○事務局（森林再生課 張本副課長）

それでは、白木委員に会長をお願いすることについて、ご異議ないでしょうか。

○全委員

（異議なし）

○事務局（森林再生課 張本副課長）

白木委員、よろしいでしょうか。

○白木委員

承りました。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

それでは、白木委員に会長をお願いいたします。会長席へご移動ください。

ここで白木会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○白木委員

よろしく申し上げます。農工大の白木です。大学の先生として、大学では山地防災や森林の気象害などを学生に教えております。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

ありがとうございました。

（資料の確認・議事録の公開確認）

○事務局（森林再生課 張本副課長）

それでは、ここからの議事につきまして、神奈川県森林法施行規則第2条第1項の規定により、白木会長に議長をお願いしたいと思います。白木会長、よろしく申し上げます。

○議長（白木委員）

資料の差し替えとか、いろいろあったようですので、議事の最中でも、これはと思われましたら、お声がけください。また、議事録の作成がありますので、発言の時に、ご面倒でもお名前を言ってから発言していただけますと助かりますので、御協力お願いします。皆様の御意見をいただきながら、審議を進めてまいりたいと思います。お願いします。

審議に入ります前に、神奈川県森林審議会運営要領第2条の規定に基づき、会長職務代行者を本職から指名させていただきます。

金子委員をお願いします。

○金子委員

承知しました。

○議長（白木委員）

また、併せまして、本日の議事録署名人について、指名させていただきます。

笹原委員と巻上委員をお願いします。

こちらの3委員をお願いすることにつきまして、皆様のご異議ありますでしょうか。

○全委員

（異議なし）

○議長（白木委員）

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで3委員をお願いしたいと思います。

次に、本日の審議会の傍聴希望の状況と、非公開部分の有無について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

ご報告いたします。本日、傍聴希望の方及び、報道関係者の方はいらっしゃいませんでした。

また、本日の議題につきまして、非公開の事項はございません。以上となります。

○議長（白木委員）

それでは、議事次第に沿って審議を進めていきたいと思えます。

まず、議題1の諮問事項についてですが、本日の諮問案件は1件ございます。事務局から御説明をよろしくをお願いします。

○事務局（森林再生課 佐々木 GL）

森林再生課の佐々木と申します。「神奈川地域森林計画の変更について」御説明いたします。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料1-1～1-5）

1 諮問事項

神奈川地域森林計画の変更について

（1）計画の対象とする森林の区域の変更

（2）その他(引用している法令の条項数の変更に伴う記載の変更、廃止となった森林ふれあい施設の削除)

○議長（白木委員）

ありがとうございました。1つ確認です。資料1—2の4ページの変更の内容ですが、増減のところは、純粹に増だけで、減のところは無いということでしょうか。

○事務局（森林再生課 佐々木 GL）

はい。全て増になります。

○議長（白木委員）

現状の計画の端境のところを精査したら増えたという形ですね。ありがとうございました。

ただいま諮問がありました案件につきまして、御審議をお願いいたします。図の中で気になる所や、御意見御質問があればお願いしたいと思います。

○茂木委員

変更内容(1)「計画対象とすることが適当な森林を編入する」の所ですが、今回算入される森林がどのような森林で、どのような形から適当と判断されたのか経緯を教えてください。

○議長（白木委員）

事務局からお願いします。

○事務局（森林再生課 佐々木 GL）

算入する森林は、主に県の水源施策を事業展開している、又は、その周辺域で、現況が森林となっている箇所です。地域森林計画に含める森林がどのようなものか規定されておりますので、その規定に合致しているものを拾い上げております。

○茂木委員

ありがとうございます。逆に今まで入っていなかった経緯をお聞かせください。

○事務局（森林再生課 佐々木 GL）

入っていなかった経緯は、定かではないところがありますが、県としましては、事業を行っている所で入れるべき箇所に気づいた場合は、随時、計画の樹立や変更の際に編入する作業をしております。

コロナの時期にはこのチェック作業が一時的に滞っていましたが、今回、新しい施策が始まる前にもう一度見直しをし、漏れがないか再確認をした結果、編入が必要な森林がまとまった量確認されたので、今回の編入作業となりました。

○事務局（森林再生課 十鳥課長）

補足させていただきます。元々の地域森林計画の対象森林は、航空写真等から割り出しており、山裾の方は定かではない部分がどうしてもあります。それを現地の方で確認し、対象とすることが適当だったら算入するというような作業をしていますので、今回の様に途中から編入されるということは前提として考えています。

○茂木委員

もう1点。その航空写真は何年に撮影されたものですか。

○佐々木 GL

何年かまではちょっと正確ではありませんが、私が就職した20年ぐらい前でしょうか。航空写真を見ながら、森林計画の線を引く作業をしておりました。そこから変更を積み重ねて、今の状態になっております。

○茂木委員

ありがとうございます。

○議長（白木委員）

よろしいでしょうか。事務局から精査について詳細に説明して頂きました。他、御質問コメントいかがでしょうか。オンラインの委員の皆様方はいかがでしょうか。國弘委員お願いします。

○國弘委員

先ほど「ふれあいの森が廃止」というお話がありましたが、今後この【資料1-5】69ページにあるような「森林の保健・文化・教育的利用に関する事項」の森林とのふれあい施設を、今後充実させ、設備を整えていくという計画があるのか伺いたいです。正確ではないかもしれませんが、やどりき水源林を今後整備しないと、21世紀の森もだんだん縮小してくなどと聞いています。

実際には、これらの施設が、子供たちの森林環境学習や、森林パートナーの森林保全の拠点となっているので、今後、このような施設の整備等についてどのような方針があるか教えてください。

○議長（白木委員）

ふれあい施設ですが、今回は残念ながら1件削除になっています。事務局から今後の方針についてなにかありますでしょうか。

○事務局（森林再生課 十鳥課長）

今回、森林とのふれあいの施設が一つ無くなりますが、新設の予定はございません。どの施設も老朽化が進んでおり、実態はその維持管理を継続的に行っているという状況でございます。

○議長（白木委員）

維持管理を充実させていく方針との事です。

○事務局（水源環境保全課 井出課長）

もう1点補足をさせていただきます。今、やどりき水源林のお話があり施設が老朽化しているという話が出ました。確かに施設は老朽化しておりますので、今後、この施設についてどのようにしていくのか検討していきたいと思っております。

○議長（白木委員）

他の御意見コメントとかがございますか。

それではこの諮問について纏めさせていただきます。御意見コメント、ありがとうございました。本案につきまして、貴重なコメントを頂きましたが、特段の異議はなしということで良いかと存じます。そのように答申してよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし

○議長（白木委員）

ありがとうございます。そのように答申させていただきます。

今回1件ですので、これで諮問案件についての審議は終了となります。

○議長（白木委員）

続きまして、議題の2の報告事項に移らせていただきます。報告事項は「林地開発許可の状況について」であります。それでは、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（水源環境保全課 久富 GL）

水源環境保全課の久富と申します。当グループでは保安林や林地開発許可等の担当をしております。今回は「林地開発許可の状況」についての報告に係る案件のみでございます。それでは御説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

説明要旨

2. 報告事項 (資料2)

林地開発許可の状況について

○議長 (白木委員)

ありがとうございました。新規の3.7ヘクタールの資材置き場の設置の完了とは、どういった意味でしょうか。資材置き場から元に戻ったという意味でしょうか。それとも資材置き場になったという意味でしょうか。

○事務局 (水源環境保全課 久富 GL)

資材置き場になったという意味です。

○議長 (白木委員)

もう既に工事が終わっているということですね。

○事務局 (水源環境保全課 久富 GL)

はい。排水施設などが完了をしているという意味です。

○議長 (白木委員)

分かりました。また、許可の変更について先ほど御説明ありましたが、開発面積が10ヘクタールを超えているが、元々10ヘクタール以上で諮問を通っていて、今回(3)許可事案一覧表の「前回との増減」にある”0.4ヘクタール”や”-0.1ヘクタール”の変更があったという意味ですね。

○事務局 (水源環境保全課 久富 GL)

はい。

○議長 (白木委員)

もう一点。この変更面積が10ヘクタールを超えると諮問案件になるのでしょうか。

○事務局 (水源環境保全課 久富 GL)

はい。前回の増減で”0.4ヘクタール”や”-0.1ヘクタール”となっているものが、10ヘクタール以上になれば、もう一度審議会へ諮問となります。

○議長 (白木委員)

議長より確認させて頂きました。今の報告につきまして御質問、コメントとかありますで

しょうか。報告事項でございますが、色々御意見、御質問とかあれば承りたいと思います。

○大西委員

許可の基準について伺います。周囲が森林に囲まれている事も条件として挙げられていると思いますが、その森林はどのくらいの大きさが森林となりますか。例えば2メートル位の幅で、木が生えていれば森林扱いになり、許可が出てしまうのでしょうか。ある程度の大きさの森林が回りにないと、例えば続けざまに開発していくと、どんどん大きな開発につながってしまうのではないかと思ひ質問いたします。

○議長（白木委員）

許可基準のポイントとして、周りの森林扱いとなる大きさについて事務局からお願いします。

○事務局（水源環境保全課 久富 GL）

林地開発の許可をする上で、森林率については、事業目的ごとに基準が異なります。最も許可件数が多かったものは工場・事業場の設置になりますので、それを例に御説明しますと、25 パーセントほど森林が残っていなければいけません。また周りについては、およそですが30メートル幅で残っていなければいけない等の基準となっています。

○議長（白木委員）

よろしいでしょうか。

○大西委員

はい。

○議長（白木委員）

今御説明にあった通り、開発がいたずらに大きくならないよう、パーセンテージとか周囲30メートルとかで確保しているというようなことでよろしいですね。

○事務局（水源環境保全課 久富 GL）

はい。

○議長（白木委員）

御質問ありがとうございました。オンラインの委員の皆様方もいかがでしょうか。では、こちらの件につきましては報告ということで、特に決を取るということはありません。ご報告どうもありがとうございました。

○議長（白木委員）

以上で、本日予定されている諮問事項、報告事項についてはすべて終了いたしました。ここまでの事項について、委員の皆様から何か御発言等追加でありますでしょうか。あるいは、せっかくの機会ですので、なんかこういったことはどうだろう、とか事務局が困らない程度の質問等、ありますでしょうか。よろしいですか。オンラインの委員の皆様もよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、審議は以上といたします。円滑な進行に御協力いただき、ありがとうございました。これで議長の任は降ろささせていただきます、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

それでは、白木会長並び委員の皆様、長時間の御審議ありがとうございました。引き続き、「事務局からのお知らせ」といたしまして、2点御紹介させていただければと思います。まず始めに、「令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画について」です。

○事務局（水源環境保全課 井出課長）

水源環境保全課長の井出でございます。私の方から、令和9年度以降の水源環境保全・再生施策の情報提供をさせていただければと思います。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料3-1～3-3）

3. 事務局からのお知らせ

令和9年度以降の水源環境保全・再生施策に係る新たな計画について

○事務局（森林再生課 張本副課長）

今の説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○白木委員

今までの20年間、また次の20年で長期スパンとなり、神奈川県凄いなと思いました。ネイチャーベースドソリューションの考え方が土台になっていると思いますが、森林塾の実施や搬出への支援等その先の土台となる林業ベースでのソリューションが上手く回れば、長期的に見てよい方向に進むと考えられるので、搬出への支援や森林塾への実施等進めて頂きありがたいと思っています。

もう一つ、担い手作りについて、林業そのものを神奈川県的林業モデルという事が確立できれば、それが長期的な絵に直結するなと思いました。ぜひ進めていただきたいと思っ

ています。

○事務局（水源環境保全課 井出課長）

白木委員のおっしゃる通り、林業が元気になる、例えば、新たに行いたいと思っている伐期を迎えた森林の植替え等、超長期の長いスパンで見た時に、やはり「伐って植えていく」という事が水源環境を保ち、環境を良くすることになり、生物多様性や洪水の緩和等、そういったものにつながっていくと我々も考えております。

また、かながわ森林塾は、技術の継承というところで、これまでの神奈川の水源環境を高めるために様々な整備を行ってきた実績、技術というのがございます。そういった技術の継承には現場で担い手としてやってくださる方々が、一番大事です。そういった方たちを確保し続けることは非常に重要だと考えておりますので、そのための施策をいろいろ続けていきたいと考えています。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

他に質問はございますか。

○淵上委員

相模湖のそばに私の事務所がありますので、相模湖の水質が綺麗になっていくのを見てきたので、この20年間は良かったなと思っております。また、水源施策がこれで終わってしまうのではないかと心配していたので、継続されるのは本当に良かったと思います。

それで、白木委員よりお話がありましたが、木材の搬出支援という所について。針葉樹は搬出補助金が出ていますが、広葉樹はそれがありませんでした。今、県央地域県政総合センターが、少し広葉樹搬出の補助金を出していただけることも始まったりはしていますが、今後の搬出支援についても、針葉樹が中心になるのでしょうか。

○事務局（森林再生課 佐々木 GL）

今、県央地域県政総合センターで、広葉樹の搬出支援の事業というお話がありましたが、基本的にはその事業も継続していきます。また、具体的な仕組み等は検討中ではありますが、水源地域の間伐材事業について、今まではスギ、ヒノキ人工林の針葉樹を対象にしていたが、水源施策の森林整備で出たものについては、一部広葉樹を対象としていく事を検討中です。少なくとも今までと同じぐらい広葉樹の材も支援していきたい。また、検討結果次第ではありますが、手厚くなる可能性もあるかとは思っています。

○事務局（森林再生課 張本副課長）

他に質問はございますか。

○巻上委員

5か年計画の件について2つ質問があります。まず、3番に書いてある「かながわ森林塾」の実施で、私も森林塾運営委員会の委員をやらせて頂いておりますが、やる人が年々少なくなってきたという印象があります。若い世代の人はネット等色々な所で情報を仕入れているので、人集めを行う方法など、少し見直していった方が良いと思います。林業担い手の人をどんどん集めていただきたいなと思います。

2点目、3番の③県が管理する森林の整備について。県が管理する森林の整備とは、自然環境保全センターで行っている仕事を一括で行うという事ですか。それとも別なのでしょううか。

○事務局（森林再生課 橋本 GL）

森林塾の件についてですが、巻上委員からご指摘があったように、入ってくる人も少なくなっています。先日、今年度の森林塾が終了し、その時に受講生より色々意見を頂きました。若い人はネットやユーチューブを見たりすることが多いので、その様な所に広告を出したらどうかというような意見もいただいております。県もなかなか経験が無いことなので、今後活用できるかどうか検討していきたいと考えています。

○事務局（森林再生課 十鳥課長）

もう一つの御質問についてですが、県が管理する森林については、自然環境保全センターの県有林担当が行っている仕事も含まれております。

○笹原委員

5か年計画の理念に「水源環境は県民共有の財産である」と書いてありますが、木も県の資源だと思います。木は所有者の物なので、県民の物という言い方は出来ないかもしれませんが、実際に水源環境保全税を使って事業を行われています。

去年の年末や今年に入って、丹沢地域の森林で、道のすぐ横なのに、伐り捨て間伐をされている現場を見ました。県有林でも、搬出が難しいため、100年生の木を伐り捨て間伐をしている現場もありました。「伐期が来たので伐る」ということは必要だと思いますし、販売して利益を出すのはきついことも理解できます。この間の林業センターで行われた市場でもスギは2万円以下ですし、ヒノキも3万円以下でした。

「昔の人たちが植えてきたものを私たちは伐らせてもらっている」という感覚で私は事業を行っています。昔の人が「使うだろう」と思って植えた木を、粗末に出来ない。材価が低いため、作業道を入れて搬出して、架線を利用した搬出費用を捻出することは難しいとは思いますが、エリアをしっかりと見定めて、利用できるものは利用しなければいけないと思います。

近年は起きていませんが、神奈川県も地震などの災害が起こる可能性もあるので、伐り捨てた木が邪魔になる可能性もあります。

伐り捨て間伐をした箇所に土留めを設置しなくてはいけない時に、林業センターで購入した丸太や杭を運んで来て作業している現場もありましたが、林地残材で行えばよいと思いました。そういう作業に水源環境保全税が使われているかと思うと、残念な気持ちになります。

丹沢は登山者が多く、横浜からも来ています。先日、横浜の人たちと一緒に山を歩いた時、「水源環境保全税は勝手に引かれている」と話していました。実際に歩いてみると、どの様に使われているか分かりません。森林の手入れをしていることをきちんと説明できるようにしないといけないので、適切なやり方で作業してほしいと思います。

「森は再生可能な資産」と言われています。植替えは大事ですが、今は出口があまりありません。出口が無いのに植替えたら、また伐り捨てを繰り返すことになります。昔の人が植えた木の出口で私たちは悩んでいます。過去から学んでほしいと思います。

神奈川県は他県に比べて、手厚い搬出補助など林業事業者は恵まれていると思います。水源環境保全施策を20年間行ってきて、また20年間延長されることになりました。林業県ではないですが、林業を産業として自立できる様にしていきたいと感じています。

○事務局（森林再生課 十鳥課長）

御意見ありがとうございます。植替えについては、林道から近く効率的に搬出ができる所を中心に植替えを行っていき、過度な費用がかかる場所では、基本的に植替えは行わず、針葉樹の立木本数を減らして針広混交林にしていきたいと考えています。

きめ細かく行えば、林道から遠い所でも、傾斜が緩いなどの条件によって、搬出や植替えが可能な森林にゾーニングできるかもしれません。しかし、おおまかな方針としては、県内全域を調べて林道の近い所、遠い所で目標林型を変えています。林道近くの県有林でそのまま伐り捨て間伐されていた件につきましては、把握しておりませんが何か理由があるのだと思います。

森林整備で、「伐採した木を土留めにする」ことについてですが、伐採木から杭を作ることもありますが、実際の所は杭にする為の適した太さの木がないため、購入した木を使っているような状況になっているのだと思います。

「植替えが必要」ということを水源環境保全上の考え方ではなく、別の視点から述べさせて頂きますと、間伐のみを繰り返す施業方法は、基本的に永遠には出来ないものだと思います。間伐を何回か繰り返す間に、隙間が出来ていきます。間伐を繰り返し、立木本数が減ってスカスカとなっている森林で行う伐採は、森林法上、「間伐」ではなく、「主伐」や「択伐」となりますので、補助金で「間伐」をずっと続けていく事は限界があります。

現在、林業事業者の方々が、300名程働いてくださっています。常時は補助事業や発注業務の整備を行って頂きつつも、災害等があった際、倒木を排除してくださる方が県内に居て

欲しいと思います。「植替え」を行うことは、そういった林業事業体維持という側面もあると思っています。

材価の問題については、搬出支援を継続するとともに、少しでも山側に還元できる様なシステム作りを検討していきたいと考えています。

○古井戸委員

13 事業の4番の「市町村が主体的に取り組む森林整備」について質問です。基本計画(案)34 ページに具体的な説明があり、そこで「薪炭林」について言及されています。全国的に「もともと薪炭林であった所が、管理ができず大変だ」という問題が起きています。管理があまり出来ていない旧薪炭林は「広葉樹であるから良い」とはならないと思いますが、どの様な目標林型にしていこうと考えていますか。

○事務局（水源環境保全課 井出課長）

昔は伐って整備されていた里山の薪炭林が、薪炭が燃料などとして使われなくなったことから荒廃が見られる所がありますので、今回新たに対策を行っていききたいと考えています。荒廃したままですと、例えばイノシシが出没する等、鳥獣被害にも繋がってくる場合も多いので、森林整備を行い、こういった問題も解消していききたいと考えています。

目標林型については、里山での事業になりますが、水源環境保全という前提のもと、生物多様性にあふれる、豊かで、元気な、活力のある里山を目指しております。地域によって目標林型は色々変わってくるかとは思いますが、一概的に、危険木・老齢木等を伐採し、里山林の若返りを図り、活力のある本来の里山の姿に再生していききたいと考えております。

ただし、あくまで水源環境保全が目的ですので、地域によってどの様な里山を目指していくかについては、地元の市町村とも話しながら決めていききたいと考えております。

茂木委員

2点質問があります。1点目は先程から他委員の方より似たような御質問がありましたが、基本的に水源環境の保全という事ですが、整備された森林から出る木材も重要な論点だと思います。水源環境保全事業に限らず、県で実施している木材利用に関する事業はどのようなものがあるかを教えて頂ければと思います。

2点目は、基本計画(案)46 ページの所で、今まで水環境ベースのモニタリングだったところから、森林の多面的機能のモニタリングも実施していくと御説明がありました。

他の所で言うと、この様なモニタリングを誰に頼むか、また、モニタリングの手法に関しての検討が結構大変だという事を聞いたことがあります。今後、モニタリングをどのように行っていくのでしょうか。今後の予定や、モニタリングに関する議論の進捗があれば教えて頂きたいと思います。

○事務局（森林再生課 十鳥課長）

木材利用に関してお答えします。水源関係事業では、ここに記載のあるとおり間伐材搬出支援と、令和9年度以降は植替えに伴う主伐材の搬出支援になります。

その他木材利用という点については、国の交付金等を活用し公共建築物の木造化、木質化に支援をしており、県の単独事業分も考えると、平成17年度頃からこういった事業に取り組んでおります。木造建築だけでも30件程度、木質化もあわせると、詳細な数はすぐにお答えできませんが、数多く実績がございます。

森林環境譲与税を活用した木材利用の取り組みも行っており、「まちのもり創出補助事業」として、県産住宅を利用した個人の住宅等に、脱炭素に向け御協力頂いたという事で、支援を行っております。また、お子様に使って頂く木のおもちゃを作成し、それを保育園等に配布する事業も行っております。

今、木材利用と、木材搬出に係る事業を説明しましたが、その中間に木材加工・流通という部分があります。これにつきましても、国の補助金等の活用をしながら製材機械や乾燥機の導入等、山から出してきた木がきちっと加工され、商品となって回る様に、山、川中、川下にそれぞれ支援を行い、流れを止めないよう取り組みを進めております。

○事務局（水源環境保全課 井出課長）

モニタリングについては、茂木委員のお話にもありましたが、我々も非常に頭を悩ませている問題です。水源施策におけるモニタリングについては、有識者や公募委員など20名程度で施策の検討を行う県民会議というものがありますが、その場でもまだ白紙の状態です。かつて、現行の水源施策の開始前である20年前の状況を見てみると、「水源涵養機能をどの程度高めたら良質な水に繋がるか」の評価について、全くわからない状態でスタートしました。そこから1年間かけて評価手法や、モニタリングを決めたという経緯があり、今はまさにその時と同じような状況となっています。

これまでは、「荒れていた森林をどのように再生していくか」という視点でしたが、これからは「その再生した森林の多面的機能が持続的に発揮されている状況を、どのように評価するか」が非常に難しく、また多面的機能には生物多様性等いろいろな機能がありますので、そういったものをどう評価していくかについては、これから考えていきたいと思っております。

例えば、委員からお話しがありました、「植替え」についても、「水源環境に配慮した植替え」など初めての話になりますので、試行錯誤しながら進めていければと思っております。

今回の情報提供の中に資料をつけておりませんでした。ホームページにパブコメ時に出した5か年計画（案）の冊子がございます。その中で、次期基本計画20年間の最初の5か年で「新規事業については、モニタリング手法を含めた評価方法の検討などにも取り組んでいく」ことを盛り込ませて頂きました。この第I期において、皆さんと考えていきたいと思っております。

○事務局（張本副課長）

大変恐縮ですが、時間の都合もございますので、本件につきましては、この程度とさせていただきます。続きまして、全国育樹祭の開催について説明をさせていただければと思います。

○事務局（新谷森林再生課長代理）

森林再生課の新谷でございます。私の方から、全国育樹祭の開催について御説明させていただきます。

（資料に基づき説明）

説明要旨（資料4）

3. 事務局からのお知らせ

全国育樹祭の開催について

○事務局（張本副課長）

ただ今御説明させていただいた件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。予定されていた報告は以上となりますが、全体を通じまして、何かありますでしょうか。

○委員

（意見無し）

○事務局（張本副課長）

本日は長時間にわたり御審議等いただき、誠にありがとうございました。本日の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成し、後日、議員の皆様にご確認をお願いいたしますので、その際は、どうぞよろしくお願いたします。

それではこれもちまして、令和7年度第1回神奈川県森林審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上の議事を明確にするため、本議事録を作成し、本審議会の指名した議事録署名人が記名する。

令和8年1月22日

議事録署名人 菅原 美香

議事録署名人 村上 浩昭